

6	<p>乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室または（ A ）、（ B ）、調理室および便所を設けること（設備運営基準32条1号）。</p> <p>満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、（ C ）または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室および便所を設けること（設備運営基準32条5号）。</p> <p>乳児室、（ A ）、（ C ）または遊戯室を2階に設ける建物は、（ D ）に規定する耐火建築物または一定の準耐火建築物であること（設備運営基準32条8号イ）。</p>	□□□										
7	<p>保育所には、保育士、（ A ）および（ B ）を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、（ B ）を置かないことができる（設備運営基準33条1項）。</p>	□□□										
8	<p><b>保育所に置くべき保育士の数】（設備運営基準33条2項）</b></p> <table border="1" data-bbox="244 819 1026 1161"> <thead> <tr> <th>利用児の年齢</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>乳児おおむね（ A ）人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上 満3歳未満</td> <td>幼児おおむね（ B ）人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上 満4歳未満</td> <td>幼児おおむね（ C ）人につき1人以上</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>幼児おおむね（ D ）人につき1人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>	利用児の年齢	基準	満1歳未満	乳児おおむね（ A ）人につき1人以上	満1歳以上 満3歳未満	幼児おおむね（ B ）人につき1人以上	満3歳以上 満4歳未満	幼児おおむね（ C ）人につき1人以上	満4歳以上	幼児おおむね（ D ）人につき1人以上	□□□
利用児の年齢	基準											
満1歳未満	乳児おおむね（ A ）人につき1人以上											
満1歳以上 満3歳未満	幼児おおむね（ B ）人につき1人以上											
満3歳以上 満4歳未満	幼児おおむね（ C ）人につき1人以上											
満4歳以上	幼児おおむね（ D ）人につき1人以上											
9	<p>保育所における保育時間は、1日につき（ A ）時間を原則とし、その地方における乳児または幼児の保護者の（ B ）その他家庭の状況等を考慮して、（ C ）がこれを定める（設備運営基準34条）。</p>	□□□										
10	<p>保育所における保育は、（ A ）および（ B ）を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、（ C ）が、これを定める（設備運営基準35条）。</p> <p>具体的には、「保育所保育指針」で定められている。</p>	□□□										
11	<p>保育所の長は、常に入所している乳児または幼児の保護者と密接な連絡をとり、（ A ）等につき、その保護者の（ B ）および（ C ）を得るよう努めなければならない（設備運営基準36条）。</p>	□□□										

7	子ども・子育て支援制度では、教育・保育を利用する子どもにつき、（ A ）が申請に基づいて教育・保育給付認定を行う。認定には3つの区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる（施設・事業者が代理受領）（子ども・子育て支援法19条・20条・27条等）。			□ □ □
	認定区分	給付の内容	利用先	
	<b>1号認定：</b> 満3歳以上で2号認定以外のもの	教育標準時間 （4時間程度）	（ B ） （ C ）	
	<b>2号認定：</b> 満3歳以上で保育の必要な事由に該当するもの	保育短時間（最長8時間） 保育標準時間（最長11時間）	（ D ） （ C ）	
<b>3号認定：</b> 満3歳未満で保育の必要な事由に該当するもの	保育短時間 保育標準時間	（ D ） （ C ） 小規模保育等		

<子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像>

□ □ □

子ども・子育て支援給付		（ F ）
子どものための教育・保育給付	① （ A ） 給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、（ B ）型）</li> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 保育所</li> </ul> （これらの施設を「特定教育・保育施設」という。）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業等 全13事業
	② （ C ） 給付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭的保育</li> <li>・ 小規模保育</li> <li>・ 居宅訪問型保育</li> <li>・ （ D ）</li> </ul> （これらの保育を「特定地域型保育」という。）	
	② （ E ）（子どものための現金給付）	
③ 子育てのための施設等利用給付		

4	<b>保育所保育指針 第2章【抜粋】 1歳以上児の保育に関わるねらい及び内容における5領域</b>		□□□
	健康	健康な（ A ）と体を育て、自ら健康で（ B ）な生活をつくり出す力を養う。	
	人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、（ C ）を育て、人と関わる力を養う。	
	環境	周囲の様々な環境に（ D ）や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	
	言葉	（ E ）したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする（ F ）や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。	
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな（ G ）や表現する力を養い、（ H ）を豊かにする。		
5	<b>保育所保育指針 第2章1(3)（乳児保育の実施に関わる配慮事項）</b>		□□□
ア 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の（ A ）に伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく（ B ）的な対応を行うこと。			
イ 一人一人の子どもの（ C ）の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が（ D ）的に関わるように努めること。			
ウ 乳児保育に関わる職員間の連携や（ E ）との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その（ F ）を生かした対応を図ること。			
エ 保護者との（ G ）を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。			
オ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの（ C ）や（ H ）に留意し、職員間で協力して対応すること。			

6	<p>ニュージーランドでは1986年に幼保一元化が行われ、1996年には、すべての保育施設がよりどころとする幼児教育カリキュラム「( A )」と、その評価に用いる「( B )」が導入された。「( B )」は、子どもたちの育ちや経験を観察し、写真や文章などの記録を通して理解しようとする方法であり、自らも保育者であった( C )を中心に開発された。</p>	□ □ □
---	---	-------

《第2節 日本の保育の現状と課題》

1	<p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、わが国の( A )(その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数)は、2021(令和3)年は1.30、2022(令和4)年は( B )で、人口維持に必要な数値(人口置換水準：おおむね2.1)にはほど遠い数値で推移している。</p>	□ □ □
2	<p>2023(令和5)年4月1日時点の保育所等(保育所および幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業(うち2号・3号認定))定員は約305万人で、前年に比べ約7千人( A )した。保育所等利用児童数は約272万人で、前年に比べ約1万3千人( B )した。</p> <p>待機児童数は2,680人で、前年に比べ264人( B )した。 (こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ(令和5年4月1日)」)(令和5年9月1日公表)</p>	□ □ □
3	<p>少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての( A )的責任を有するとの認識の下に、国民の( B )の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、( C )の形成とあいまって、家庭や子育てに( D )をもち、かつ、次代の社会を担う子どもを( E )して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない(少子化社会対策基本法2条1項)。</p>	□ □ □